

## ○大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱

(平成26年7月14日要綱第17号)

改正 令和4年3月31日要綱第19号 令和6年2月26日要綱第6号

## (目的)

第1条 この要綱は、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大刀洗町補助金等交付規則（平成17年規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の性能向上改修の実施に要する費用の一部を補助することにより、その実施を促進し、もって震災に強いまちづくり及び脱炭素社会に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 性能向上改修工事 次に掲げる工事をいう。
  - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
  - イ 省エネ改修工事 木造戸建て住宅の省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事）をいう。
- (3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法をいう。）で建築された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分1未満の住宅）をいう。
- (4) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他町長が住宅の性能向上改修が必要と認める者で、性能向上改修工事を行う者をいう。
- (5) 補助事業 当該補助対象に該当し、性能向上改修工事を行う施行者に補助する事業
- (6) 建替え等 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団等排除条例に基づく暴力団等関係者に該当しない者。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当する施行者を補助対象者とすることができます。

## (補助金の交付)

第4条 町長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

## (補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること（昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。）。
- (3) 当該補助金の交付を過去に受けていないこと（大刀洗町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱も含む。）。
- (4) 現に居住者がいること。
- (5) 耐震改修工事により建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

## (補助対象工事)

第6条 補助対象となる工事は、対象住宅における性能向上改修工事とし、原則として耐震改修工事と省エネ改修工事は併せて施工するものとする。

2 前項の規定に関わらず、工事実施者が対象住宅の耐震改修工事を実施せず建替え等により耐震性能を有する住宅を確保することを選択した場合は、当該対象住宅の除去に係る工事を補助対象とする。

## (交付の対象となる費用)

第7条 補助金の交付の対象となる費用は、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事に要する費用とする。

## (補助金の交付額)

第8条 補助金の率及び上限額は、次の表のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

工事区分	補助対象経費	補助率	上限額
性能向上改修工事	耐震改修工事に係る経費	当該経費の40%	45万円
	省エネ改修に係る経費	当該経費の25%	15万円
建替え等に伴う除却工事	耐震改修工事に係る経費と除却工事に係る経費のいずれか低い方	当該経費の23%	30万円

## (事前協議)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、性能向上改修工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について町長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

## (補助金の交付申請)

第10条 申請者は、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

## (補助金の交付又は不交付の決定)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは大刀洗町木造戸建て住宅性能

向上改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

（補助金交付申請の取下げ）

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付申請取下届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとする。

（補助事業の内容の変更）

第13条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付変更審査結果通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第14条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（検査等）

第15条 町長は、必要と認める場合においては、性能向上改修工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、当該性能向上改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金事業完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第17条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金額確定通知書（様式第8号）により当該交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第18条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付請求書（様式第9号）に関係書類を添え

て町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第19条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第20条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第15条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 前項第1号、第2号及び第4号の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 町長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、大刀洗町木造戸建て住宅性能向上改修補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第22条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日要綱第19号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月26日要綱第6号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第10条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第11条関係)

交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)  
不交付決定通知書  
[別紙参照]

様式第4号(第12条関係)  
交付申請取下届  
[別紙参照]

様式第5号(第13条関係)  
交付変更申請書  
[別紙参照]

様式第6号(第13条関係)  
交付変更審査結果通知書  
[別紙参照]

様式第7号(第16条関係)  
事業完了実績報告書  
[別紙参照]

様式第8号(第17条関係)  
額確定通知書  
[別紙参照]

様式第9号(第18条関係)  
交付請求書  
[別紙参照]

様式第10号(第20条関係)  
交付決定取消通知書  
[別紙参照]

様式第11号(第21条関係)  
返還命令書  
[別紙参照]